

維 持 管 理 計 画 書

維持管理計画書

| 維持管理項目 | 維持管理内容 |
|-----------------------|---|
| 搬入管理 | 埋立廃棄物は搬出時に計量・記録を行い、場内においては敷き均し及び覆土等を行う。 |
| | 埋立後は5m ³ 程度の散水を行い廃棄物の早期安定化を促進する。 |
| 浸出水等管理 | 埋立中及び埋立完了後の水質の管理方法及び緊急時対応 |
| | 管理職員による日常点検及び法に定められる検査を行う。 |
| | 緊急時は適切な応急措置を行うと同時に設備の緊急停止を行う。 |
| | 【地下水検査】 モニタリング井戸より採取した地下水を検査する。 |
| | 地下水等検査項目 |
| | 1年に1回以上測定・記録（埋立処分開始前後） |
| | 電気伝導率又は塩化物イオン濃度 |
| | 1月に1回以上測定・記録（埋立処分開始前後） |
| | 【放流水検査】 |
| | 排水基準等に係る項目 |
| 1年に1回以上測定・記録 | |
| 水素イオン濃度・BOD・COD・SS・窒素 | |
| 1月に1回以上測定・記録 | |
| 埋立作業計画 | 埋立作業及び上記に示す維持管理については、一般廃棄物最終処分場技術管理者の資格を有するものにより行う。 |
| 立ち入り防止対策 | 門扉及び被覆設備により立入防止を行うとともに、入口には施錠等を設置する。 |
| | 定期的に被覆設備等の点検を行い、破損部分が生じた場合には、速やかに補修する。 |
| 埋立の終了 | 土砂による厚さ0.5mの最終覆土 |
| 処分場の廃止 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定による一般廃棄物の |
| | 最終処分場の廃止の技術上の基準に従い、本計画の処分場を廃止する。 |
| | 維持管理に当たって行った点検、その他の記録を廃止するまでの間保管する。 |
| 跡地利用計画 | 地域還元を考慮し屋内施設としての利用を図る。 |

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準* (維持管理基準)との適合性を示した比較表(1/3)

| | 技術上の基礎 | 本事業 |
|-----|--|---|
| 第一号 | 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。 | 被覆設備により飛散防止を行うとともに、廃棄物への散水、埋め立て後の速やかな覆土を行う。 |
| 第二号 | 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 | 被覆設備により最終処分場の外に悪臭が発散しないようにする。また廃棄物への散水、埋め立て後の速やかな覆土を行う。 |
| 第三号 | 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。 | 火災の発生を防止するために必要な措置として換気設備を設置するとともに廃棄物を埋め立て後は速やかに覆土を行う。また消火器等の消火設備は建築基準法及び消防法に準じ場内の適切な場所に設置する。 |
| 第四号 | ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。 | ねずみが生息し、及び蚊、はえ等の害虫が発生しないように廃棄物を埋め立て後は速やかに覆土を行う。 |
| 第五号 | 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、同項第一号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。 | みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるように、被覆設備ならびに門扉を設置する。 |
| 第六号 | 前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 | 立札を常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え等を行う。 |
| 第七号 | 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。 | 補強土壁を定期的に点検し、補強土壁が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。 |
| 第八号 | 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ((1)から(3)までを除く。)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。 | 地盤改良等により堅固な基礎地盤を形成するとともに、処分場底面に厚さ20cmのコンクリートを施す。 |
| 第九号 | 前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。 | 定期的に点検を行い、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。 |
| 第十号 | 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。 | 処分場上下流2箇所設ける観測井戸より水を採取する。 |

*一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(第一条第一項)

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準* (維持管理基準)との適合性を示した比較表(2/3)

| | | |
|------|--|--|
| 第十号 | <p>イ 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。)の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回(ただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、ただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p> | <p>地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録する。</p> <p>地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。</p> <p>電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。</p> <p>電気伝導又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。</p> |
| 第十一号 | <p>前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> | <p>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を行う。</p> |
| 第十二号 | <p>前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p> | <p>該当しない</p> |
| 第十三号 | <p>前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p> | <p>受水槽を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を行う。</p> |
| 第十四号 | <p>前項第五号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> | <p>イ、ロ、ハに示す浸出液処理設備の維持管理を行う。</p> <p>放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理を行い、基準に基づいた定期的な水質点検を実施する。</p> <p>浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を行う。</p> |

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準* (維持管理基準)との適合性を示した比較表 (3/3)

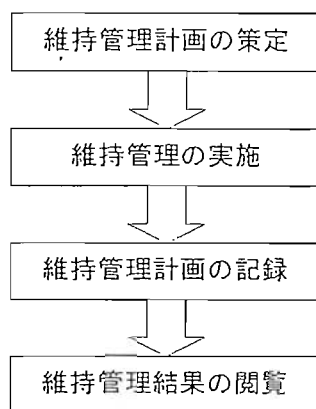
| | | |
|------|---|--|
| 第十四号 | <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目((2)に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。 (2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量(別表第一の備考4に規定する場合に限る。)について一月に一回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回)以上測定し、かつ、記録すること。</p> | <p>放流水の水質検査を(1)(2)のように行う。 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録する。</p> |
| 第十五号 | <p>前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p> | <p>被覆設備を定期的に点検するとともに、開渠に堆積した土砂等についても点検、除去その他の必要な措置を行う。</p> |
| 第十六号 | <p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p> | <p>換気設備により発生するガスを排除する。</p> |
| 第十七号 | <p>埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号ニにおいて同じ。)は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p> | <p>埋立完了後、土砂による50cmの最終覆土を施す。</p> |
| 第十八号 | <p>前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p> | <p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するため必要な措置を行う。</p> |
| 第十九号 | <p>埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p> | <p>埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、廃止までの間整理、保管する。</p> |

第2節 維持管理計画

1 最終処分場の維持管理

1) 維持管理の流れ

本計画最終処分場の維持管理は、関係法令に基づき下図に示すような流れで実施され、維持管理結果の記録は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならないこととなっている。



維持管理の流れ

2) 維持管理計画の策定

廃棄物処理法第9条の3により、市町村などが一般廃棄物最終処分場の設置を行う場合、都道府県知事への届出が必要となるが、届出書には最終処分場の維持管理に関する計画を策定して添付することとなっている。廃棄物処理法施行規則第3条第2項により、維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、以下のとおりとなっている。

- ① 埋立ガスの性状、放流水の水質などについて周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ② 埋立ガスの性状および放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ③ その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

また、最終処分場の管理者は、廃棄物処理法第9条の3第5項に基づき、基準省令および前述した維持管理に関する計画に従い、維持管理しなければならない。

基準省令第1条第2項に示される「一般廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準」に基づく「施設の維持管理計画」を次頁表に示す。

施設の維持管理計画（1 / 2）

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------|--|
| 1. 廃棄物の 飛散の防止 | 埋立地の外に一般廃棄物が飛散・流出しないよう被覆設備の日常点検、損傷時の早期復旧を実施する。 |
| 2. 悪臭発散の防止 | 有機分がほとんどないため悪臭の発生はあまり見込まれないが、被覆設備内を常時自然換気することと搬入・埋立作業時の機械換気により悪臭成分の濃度が高くなるようにする。また、万が一悪臭発生の可能性がある場合は、土壌脱臭法の有効性が実証的に確認されていることから、覆土することで悪臭の発散を防止する。 |
| 3. 火災発生の防止 | 火災発生の防止には、散水設備やストックしている覆土材を活用する。また、被覆設備内の消火器や、散水栓の活用により防止する。 |
| 4. 衛生害虫獣 発生の防止 | ねずみや、蚊・蠅その他の害虫が発生しないように、必要に応じ覆土の施工や薬剤の散布により防止する。また、有機分の混入を阻止するため、搬入監視の徹底や、現焼却施設の熱灼減量基準以下の維持、リサイクルプラザの不燃ごみへの生ごみ混入防止を要請していく。 |
| 5. 立ち入りの防止 | みだりに入が埋立地に立ち入るのを防止するため、最終処分場外周への侵入防止柵の設置や、処分場及び被覆設備出入口の管理を徹底する。 |
| 6. 立札の状態 | 立札等は常に見やすくするため処分場入口の見通しが利く位置に設置するとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には書き換えを行う。 |
| 7. 擁壁等の点検 | 擁壁や貯留構造物を定期的に点検し、損壊するおそれがある場合には防止措置を講じる。 |
| 8. 遮水工の保護 | 廃棄物の荷重や突起物等により、遮水工が損傷するおそれがある場合には、埋立前に遮水工表面に保護材を設置する。 |
| 9. 遮水工の点検 | 遮水工を定期的に点検し、破損や劣化等遮水効果が低下するおそれがある場合には、補修等を行う。 |
| 10. 水質検査 | 埋立地からの浸出水による最終処分場周縁の地下水水質への影響の有無を判断するため、2ヵ所以上の地下水（地下水集排水設備により排出された地下水含む）の水質検査を行う。 ① 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率および塩化物イオンについて、測定・記録する。 ② 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上、測定・記録する。 ③ 埋立処分場開始後、電気伝導率または塩化物イオンについて1月に1回以上、測定・記録する。 ④ ③の電気伝導率・塩化物イオン濃度に異状がある場合は、地下水等検査項目の測定・記録を行う。 |

施設の維持管理計画（2 / 2）

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 11. 水質悪化原因の調査と対策の実施 | 水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、原因の調査、その他生活環境の保全上必要な措置を講じる。 |
| 12. 雨水の浸入防止 | 被覆施設をもつ被覆型処分場のため、埋立地に雨水が入らないことを確認するとともに、雨水が入るおそれがある場合は補修を行う。 |
| 13. 浸出水調整池の点検 | 本施設は被覆型処分場のため浸出水調整池はないが、埋立地と浸出水処理施設の間にある集水ピットについて定期的に点検し、損傷するおそれがある場合は、補修を行う。 |
| 14. 浸出水処理施設の維持管理 | 浸出水処理の維持管理は次により行う。 ① 放流水の水質が排水基準等に適合するよう維持管理する。 ② 設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、必要な措置を講じる。 ③ 放流水の水質検査を行う。 ア. 排水基準等に係る項目について、1年に1回以上、測定・記録する。 イ. pH、BOD、COD、SS、窒素含有量について、1月に1回以上、測定・記録する。 |
| 15. 雨水集排水設備の土砂の除去 | 雨水集排水設備の機能を維持するため、開渠や雨水樹に堆積した土砂等を速やかに除去する。 |
| 16. 埋立ガスの排除 | 常時は設けた換気設備により自然換気とするが、廃棄物搬入時及び埋立作業時は換気ファンによる機械換気を行い埋立地から発生するガスを排除する。 |
| 17. 最終覆土の実施 | 埋立処分が終了した埋立地は、厚さ50cm以上の覆上を行う。 |
| 18. 覆いの損壊防止 | 埋立地は閉鎖した後も廃止となるまでは、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講じる。 |
| 19. 維持管理記録の作成・保存 | 埋め立てられた廃棄物の種類、数量並びに維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、処分場の廃止までの間、保存する。 |

3) 維持管理結果の記録

維持管理結果の記録は、廃棄物処理法第9条の3第6項および基準省令第1条第2項第19号に規定されているが、記録すべき項目は、廃棄物処理法施行規則第5条の6の2に詳述されている。維持管理にあたり記録すべき項目の概要は、P3-38に示したとおりである。

2 受入基準

最終処分場を適正に運営管理するためには、適正な受入基準を設定する必要がある。受入基準の設定は、本町の適正処分を促進し、最終処分場の二次公害防止と跡地利用に大きく影響を与える。また、廃棄物の減量化や再資源化を一層促進すると共に、処分場をできるだけ有効に、かつ長期間使用するためには、適正な受入れ基準の設定は欠くことのできないものである。

埋立対象物は、不燃ごみから再生資源を回収し可燃物を取除いた後の破碎残渣、焼却残渣（平成20年度まで）、し渣焼却残渣及び埋立ごみ（収集灰）の4種類であるが、下表のように受入基準と受入禁止基準を設定し遵守していくこととする。

受入基準と受入禁止基準

| | | |
|--------|---|--|
| 受入基準 | <ul style="list-style-type: none"> ① 不燃物破碎選別残渣 ② 焼却残渣(平成20年度まで) ③ し渣焼却残渣 ④ 埋立ごみ(収集灰) | 最大径が30〔cm〕以下のもの、中空のもの、浮遊するもの、腐敗性のもの及び以外のものが付着・混入していないもの。 |
| 受入禁止基準 | <ul style="list-style-type: none"> ① 毒物、劇物又はそれらを付着させもしくは封入したもの ② 農薬、危険物を封入し又は含むもの ③ 廃酸・廃アルカリ、廃油、廃液等液状のもの ④ 著しい発色性又は発泡性を有するもの ⑤ 著しく飛散または流出するもの ⑥ 著しい臭気を発するもの ⑦ 固形物で最大径が30〔cm〕を超えたり、中空状態になっているもの | |

3 搬入管理計画

1) 搬入管理の必要性

最終処分場を計画的に埋立ていくためには、最終処分場へ搬入される廃棄物の量、性状等を把握するとともに、的確な情報形態として保存することが必要である。そのためには、廃棄物等の搬入検査を計画的に実施することが重要である。廃棄物量の把握は、当初計画と実績との比較あるいは将来計画の資料として必要であり、一方、廃棄物性状の把握は、同時に、埋立作業方法に直接反映されるものである。これらの情報は、廃棄物の搬入時に検査、目視計量し、受入基準に合致しているかどうかの検査により得られる。しかし、搬入時点で積載物の内容を確認することは容易ではなく搬入管理だけで検査できるものではない。

2) 搬入管理

廃棄物の種類や量とともに、搬入者や排出源を確認することで、計画目的以外の埋立対象物の搬入を未然に防ぎ、排出責任を明確にする。

下記に搬入管理項目を記す。

- ①搬入年月日、②搬入者、③排出源（氏名、住所）、④搬入廃棄物種類、⑤搬入廃棄物種類毎の量、⑥不適物の有無、⑦その他

3) 搬入監視

搬入監視における品目の確認は受入れ廃棄物のチェック体制そのものであり、次に示す事前の確認と搬入検査を実施する。

(1) 事前の確認

品目の確認には、事前に受入れ基準以内のものかどうか確認し、受入れてよいかどうかを決定する。本計画処分場への搬入は、全て中間処理施設を経由することから、中間処理施設からの搬入に関しては、中間処理施設搬出時に不適物の混入がないか目視により確認する。

(2) 搬入検査

搬入された廃棄物を確認する方法としては、以下に示す事前検査、目視検査、展開検査があるが、本計画では個人等による直接搬入は無いため展開検査により実施する。

搬入検査方法

| 項目 | 搬入検査方法 | 搬入検査内容 |
|------|---|---|
| 事前検査 | 管理棟にて搬入者に対して持ち込まれるごみの種類を申告もしくは書類に記入させることにより確認 | 住民により直接持ち込まれる全量について事前検査を実施し、受入基準を満足するよう周知・徹底を図る。 |
| 目視検査 | 管理棟付近で、積載物を目視により、混合物、付着物の有無を確認 | 搬入廃棄物の全量について、目視検査を実施する。しかし、廃棄物を混載しているとチェックができない場合があり、この場合は受入れ禁止する。 |
| 展開検査 | 廃棄物を埋立地内でダンピングして展開し、不適物の有無を確認 | 搬入廃棄物の全量を対象にダンピングし、展開検査をする。常に監視体制化にあることをアピールし、不適物の付着・混入という事態を未然に防ぐ。また、抜き打ち的に搬入された廃棄物を採取して迅速的な溶出試験法などの分析試験を行う。 |

※網掛けは、本計画で採用する搬入検査方法である。

4 モニタリング計画

1) 地下水及び放流水の水質検査

地下水及び放流水の水質検査は、以下の根拠に基づき行う。

- (1) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(平成13年3月30日 改正)第1条第2項10号、第1条第2項14号
- (2) 「一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について」(平成2年2月1日 一部改正 衛環第21号)の3の(2)の一般廃棄物処理施設の維持管理にあたり行う各種分析・検査(最終処分場の周縁地下水又は周辺水域の水質)

下表以降に水質検査時期、場所、項目、頻度及び基準値を示す。

水質検査時期・場所・項目・頻度

| 時 期 | 場 所 | 項 目 | 頻 度 |
|------------|----------------------|---------|---------|
| 埋 立 開始前 | 地下水 (モニタリング井戸2箇所) | 水質検査項目① | 1 回 |
| | | 電気伝導率 | |
| | | 塩化物イオン | |
| 埋 立 開始後 | 地下水 (モニタリング井戸2箇所) | 水質検査項目① | 1 回/年以上 |
| | | 水質検査項目② | |
| | | 電気伝導率 | 1 回/月以上 |
| | | 塩化物イオン | |
| | 放流水 | 水質検査項目③ | 1 回/年以上 |
| 水質検査項目② | | 1 回/月以上 | |

水質検査項目①〔地下水等検査項目〕

| 項 目 | 基 準 値 |
|------------------|--|
| ア ル キ ル 水 銀 | 検出されないこと |
| 総 水 銀 | 0.0005mg/L以下 |
| カ ド ミ ウ ム | 0.01 mg/L以下 |
| 鉛 | 0.01 mg/L以下 |
| 六 価 ク ロ ム | 0.05 mg/L以下 |
| 砒 素 | 0.01 mg/L以下 |
| 全 シ ア ン | 検出されないこと |
| P C B | 検出されないこと |
| トリクロロエチレン | 0.03 mg/L以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 |
| ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 |
| 四 塩 化 炭 素 | 0.002 mg/L以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 0.004 mg/L以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 0.02 mg/L以下 |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 0.002 mg/L以下 |
| チ ウ ラ ム | 0.006 mg/L以下 |
| シ マ ジ ン | 0.003 mg/L以下 |
| チ オ ベ ン カ ル ブ | 0.02 mg/L以下 |
| ベ ン ゼ ン | 0.01 mg/L以下 |
| セ レ ン | 0.01 mg/L以下 |
| 備考 | 〔検出されないこと〕とは、規定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 |

水質検査項目②

| 項 目 | 頻 度 |
|--------------------|--------|
| 1 水素イオン濃度 (pH) | 1回/月以上 |
| 2 生物化学的酸素要求量 (BOD) | |
| 3 化学的酸素要求量 (COD) | |
| 4 浮遊物質 (SS) | |
| 5 大腸菌群数 | |

注) 放流水については大腸菌群数の規定は無し。

水質検査項目③〔排水基準等〕

| No. | 有害物質の種類 | 許容限界 | 備 考 |
|-----|-------------------------------|---|---|
| 1 | アルキル水銀化合物 | 検出されないこと | 1. 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 「日平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。 4. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 5. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。 |
| 2 | 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 0.005 mg/L 以下 | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | |
| 4 | 鉛及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | |
| 5 | 有機燐化合物 | 1 mg/L 以下 | |
| 6 | 六価クロム化合物 | 0.5 mg/L 以下 | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | |
| 8 | シアン化合物 | 1 mg/L 以下 | |
| 9 | P C B | 0.003 mg/L 以下 | |
| 10 | トリクロロエチレン | 0.3 mg/L 以下 | |
| 11 | テトラクロロエチレン | 0.1 mg/L 以下 | |
| 12 | ジクロロメタン | 0.2 mg/L 以下 | |
| 13 | 四塩化炭素 | 0.02 mg/L 以下 | |
| 14 | 1, 2-ジクロロエタン | 0.04 mg/L 以下 | |
| 15 | 1, 1-ジクロロエチレン | 0.2 mg/L 以下 | |
| 16 | シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.4 mg/L 以下 | |
| 17 | 1, 1, 1-トリクロロエタン | 3 mg/L 以下 | |
| 18 | 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.06 mg/L 以下 | |
| 19 | 1, 3-ジクロロプロペン | 0.02 mg/L 以下 | |
| 20 | チウラム | 0.06 mg/L 以下 | |
| 21 | シマジン | 0.03 mg/L 以下 | |
| 22 | チオベンカルブ | 0.2 mg/L 以下 | |
| 23 | ベンゼン | 0.1 mg/L 以下 | |
| 24 | セレン及びその化合物 | 0.1 mg/L 以下 | |
| 25 | ほう素及びその化合物 | 海域以外 | 10 mg/L 以下 |
| | | 海域 | 230 mg/L 以下 |
| 26 | ふっ素及びその化合物 | 海域以外 | 8 mg/L 以下 |
| | | 海域 | 15 mg/L 以下 |
| 27 | アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素×0.4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素が 100mg/L 以下 | |
| 28 | 水素イオン濃度 | 海域以外 | 5.8~8.6 |
| | | 海域 | 5.0~9.0 |
| 29 | 生物化学的酸素要求量 | 60 mg/L 以下 | |
| 30 | 化学的酸素要求量 | 90 mg/L 以下 | |
| 31 | 浮遊物質 | 60 mg/L 以下 | |
| 32 | ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類含有量) | 5 mg/L 以下 | |
| 33 | ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物油脂類含有量) | 30 mg/L 以下 | |
| 34 | フェノール類含有量 | 5 mg/L 以下 | |
| 35 | 銅含有量 | 3 mg/L 以下 | |
| 36 | 亜鉛含有量 | 5 mg/L 以下 | |
| 37 | 溶解性鉄含有量 | 10 mg/L 以下 | |
| 38 | 溶解性マンガン含有量 | 10 mg/L 以下 | |
| 39 | クロム含有量 | 2 mg/L 以下 | |
| 40 | ふっ素含有量 | 15 mg/L 以下 | |
| 41 | 大腸菌群数 | 日平均 3,000 個/cm ³ 以下 | |
| 42 | 窒素含有量 | 120 mg/L 以下(日平均 60mg/L 以下) | |
| 43 | 磷含有量 | 16 mg/L 以下(日平均 8mg/L 以下) | |

2) 地下水の水質の悪化が認められる場合の措置

維持管理基準では、「地下水の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合は、その原因の調査、その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。」と規定されている。これより、本計画においても、この維持管理基準とその留意事項に基づき、地下水の水質悪化が認められる場合の措置を以下の様に定める。

- (1) 水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施。
- (2) 新たな廃棄物の搬入の中止等生活環境の保全上必要な措置を講じる。
- (3) 地下水等の水質悪化が認められたことを県知事等に連絡する。

ただし、地下水等検査事項に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合とは、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合とする。

また、水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものとは、実施した既存の水質検査結果から判断して地下水の水質の変動が自然的な要因に由来するものと判断できる場合、最終処分場の近傍に汚染源があることが明らかな場合等における水質の悪化をいうこととする。

3) 放流水の水質が排水基準等を超えた場合の措置

維持管理基準では「放流水の水質検査の結果、排水基準等を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講ずること。」と規定されている。これより、本計画においても、この維持管理基準とその留意事項に基づき、放流水の水質が排水基準等を超えた場合は、放流を中止し以下に示すような項目について調査する。

- (1) 浸出水の量や質の予測不備
- (2) 異常出水時対策や調整機能の欠如、容量不足
- (3) 処理方式の不適合等

5 維持管理計画

最終処分場については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正について」により、構造・維持管理基準の強化・明確化及び廃止基準が設定された。

本計画最終処分場はこの強化基準を遵守した上でさらに個別の維持管理計画を強化基準に基づき下表のように策定する。

維持管理計画

- 1) 最終処分場内の各設備及び運営により活用する既存施設（道路等）は、定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じる。また、損壊が生じた場合は、事故防止及び周辺環境保全のため、速やかに復旧や必要な措置を講じる。
- 2) 処分場外への廃棄物飛散・流出防止、悪臭防止、火災発生防止及び、害虫獣発生防止のため、覆土材、消化器、防火用水を常備する。
- 3) 害虫獣発生防止のため、必要に応じ薬剤散布等の措置を講じる。その際、薬剤等は環境への影響が極力少ないものを採用する。
- 4) 廃棄物の飛散防止の被覆設備や人や動物の侵入防止のために設置する囲いは、定期的に点検を行い、損壊により機能を損なうことがないように必要な措置を講じる。
- 5) 立札及び処分場に関する案内板は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示内容に変更が生じた場合は速やかに書き換える。
- 6) 擁壁等を定期的に点検し、損壊により機能を損なうことがないように必要な措置を講じる。
- 7) 法面部の遮水工は、直接ごみが触れないよう埋立開始前には保護材等で覆う。
- 8) 遮水工を定期的に点検し、遮水効果が低下することがないように必要な措置を講じる。
- 9) 地下水及び放流水は、モニタリング計画に基づき水質検査を行い、水質の悪化や基準不適合が認められる場合は、このモニタリング計画に定めた措置を講じる。
- 10) 埋立地周辺の側溝は定期的に点検し、詰りにより機能を損なうことがないように必要な措置を講じる。
- 11) 調整池を定期的に点検し、損壊により機能を損なうことがないように必要な措置を講じる。
- 12) 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状により機能を損なうことがないように必要な措置を講じる。
- 13) 換気装置を定期的に点検し、損壊により機能を損なうことがないように必要な措置を講じる。
- 14) 埋立処分が終了した部分は、厚さ50cm以上の最終覆土を行う。
- 15) 埋立地を閉鎖する場合には、覆いの損壊を防止するための措置を講じる。
- 16) 埋め立てた廃棄物の種類、数量及び処分場の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、廃止するまでの間保存する。

第5節 維持管理状況の記録・閲覧

1 記録・閲覧について

廃棄物処理法第9条の3第6項には「一般廃棄物処理施設の管理者は、施設の維持管理に関し、厚生省令で定める事項を記録して施設内に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。（ただし、施設内に記録を備え置くことが困難な場合は最寄りの事務所）」と規定されている。

これに基づき、本町においても最終処分場の維持管理状況の記録・閲覧を制度化することとする。

2 記録の閲覧

1) 記録の備え置き場所

最終処分場浸出水処理施設もしくは、し尿処理施設管理棟

2) 閲覧を求めることができる者

施設の維持管理に関し、生活環境の保全上利害を有する者

3) 記録を採り、これを備え置くまでの期限

翌月の末日まで

※1 点検、または措置を行った場合は、これを行った月の翌月の末日。

※2 測定を行った場合は、結果が得られた月の翌月の末日。

4) 閲覧の期間

3年間

5) 記録の保存期間

最終処分場の廃止までの間

3 記録事項

記録事項は次頁表のとおりとする。

維持管理状況の記録事項

| 区 分 | 記 録 事 項 | |
|------------|--------------------------------------|--|
| 搬入管理 | ①搬入年月日 | |
| | ②搬入者 | |
| | ③排出源 | |
| | ④搬入廃棄物種類 | ・選別残渣、焼却残渣（平成20年度まで）、 し渣焼却残渣、埋立ごみ（収集灰） |
| | ⑤搬入廃棄物種類毎の量 | |
| | ⑥不適物の有無 | |
| | ⑦その他 | |
| 搬入監視 | ①目視検査 | ・各月毎の種類及び量 |
| | ②展開検査 | |
| モニタリ ング | ①モニタリング井戸の水 質検査 | ・採取した場所 ・採取した年月日 ・測定結果の得られた年月日 ・測定結果 |
| | ②浸出水の水質検査 | |
| | ③放流水の水質検査 | |
| | ④河川水の水質検査 | |
| | ⑤モニタリング井戸の水 質悪化が認められた場 合に講じた措置 | ・措置を講じた年月日 ・措置の内容 |
| 維持管理 | ①貯留構造物 | ・点検を行った年月日 (機能低下又は損壊のおそれ若しくは機 能の異常が認められた場合) ・措置を講じた年月日 ・講じた措置の内容 |
| | ②遮水設備 | |
| | ③雨水集排水設備 | |
| | ④浸出水処理施設 | |
| | ⑤被覆設備 | |
| | ⑥立札、門扉、囲障 | |
| | ⑦その他 | |